

チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器の安全対策等

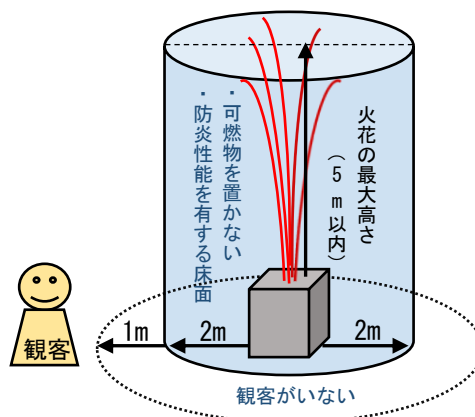
次の要件に適合している場合は、解除の基準と同等以上の安全対策が講じられているものとして取り扱うこととします。

第1 解除される場所

- 1 指定場所のうち、次に掲げるものであること。
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の舞台
 - (2) 屋内展示場の公衆の出入りする部分
 - (3) 映画スタジオ及びテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台
- 2 当該場所は、消防法及びその他の防火に関する規定に適合していること。

第2 火災予防上講じられる措置等

- 1 消火器具を設けること。
- 2 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- 3 使用される機器は、次に掲げるものであること。
 - (1) 使用者が、容易に停止できるものであること。
 - (2) 転倒、落下及び移動しない措置が講じられていること。
 - (3) 上方に噴出させる機器は、傾斜等により自動的に停止するものであること。
 - (4) 粉末は非危険物であること。
- 4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 上方に噴出させる場合
 - ア 火花の最大となる高さは5 m以内であること。
 - イ 火花の最大となる高さで機器の周囲2 mの部分を中心とした円筒形の範囲内には可燃物を置かないこと。
 - ウ イの範囲内の床面を防火性能を有する材料で覆うこと。
 - エ イの範囲から1 m以内には観客がいないこと。



(2) 下方に噴出させる場合

ア 機器の周囲 2 m の部分と噴き出し面から床面までを囲んだ円筒形の範囲内には可燃物を置かないこと。

イ アの範囲内及び火花の飛散するおそれのある床面を防火性能を有する材料で覆うこと。

ウ アの範囲から 1 m 以内には観客がいないこと。

